○追加特記（部・課共通事項）

※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正、平成22年３月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着した建設機械は、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。なお、これにより難い場合は、監督員と協議すること。

排出ガス対策型建設機械、あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ　・トラクタショベル（車輪式）　・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式）　・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽﾘｰｶｯｼｮﾝﾄﾞﾘﾙｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

※労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年６月14日法律第35号）」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

また、受注者は法定外の労災保険の契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出すること。

※遠隔臨場に関する特記仕様書

・　本工事は、建設現場における「遠隔臨場（発注者指定型）」の試行対象案件である。
　試行にあたっては、「新潟県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき行うものとする。

※　本工事は、建設現場における「遠隔臨場（受注者希望型）」の試行対象案件である。
(1) 受注者は、施工計画書作成前に、本工事における遠隔臨場の適用希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。
(2) 協議により適用する場合は、「新潟県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき行うものとする。

・　本工事は、建設現場における「遠隔臨場」の試行対象案件ではない。

試行要領は、新潟県ホームページから入手できる。
（https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/eizen/20240214enkaku.html）

○追加特記（部・課共通事項）

※技術者に関する特記仕様書

１ 技術者の専任について

(1) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の請負金額が建設業法施行令第27条第１項に規定する金額以上の場合、本工事に専任すること。ただし、「２ 専任の技術者の兼務について」の要件を満たし、兼務を認められた場合は他工事と兼務できる。
(2) 専任で配置した技術者は契約日以降（別に定めがある場合を除く）において他工事の技術者と重複しないこと。

２ 専任の技術者の兼務について

建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国総建第316号）より、以下のとおり取り扱う。ただし、低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約については兼務を認めない。
なお、専任の技術者の兼務を希望する場合は、事前に発注者と調整すること。

(1) 建設業法第26条第３項第１号（以下、専任特例１号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者
ア　以下の（ア）から（キ）の要件を全て満たす場合は本工事を含め２件まで主任技術者又は監理技術者の兼務を認める。
（ア）当該工事の請負金額が建設業法施行令第28条で規定する金額未満であること。
（イ）当該工事と兼務する工事の現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間がおおむね２時間以内であること。
（ウ）下請次数が３を超えていないこと。
（エ）主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）を当該工事に置いていること。
（オ）主任技術者又は監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
（カ）人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くと共に営業所で保存すること。
（キ）主任技術者又は監理技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信が可能な環境が確保されていること。
イ　本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（キ）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

※　専任特例１号の運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

(2) 建設業法第26条第３項第２号（以下、専任特例２号という。）の適用を受ける監理技術者
・　できない
・　できる
ア　以下の（ア）から（ク）の要件を全て満たす場合は本工事を含め２件まで監理技術者の兼務を認める。なお、専任特例２号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならないことに留意すること。
（ア）監理技術者補佐を専任で配置すること。
（イ）監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。ただし、当該工事が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事又は＿＿＿＿の場合は監理技術者の資格を有するものに限る。
（ウ）監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約にあっては見積書の提出日）以前に所属建設業者と３か月以上の雇用関係を有すること。
（エ）監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局（　　地域振興局）内の工事であること。
（オ）監理技術者が施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
（カ）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（キ）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（ク）兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。
イ　本工事の監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（ク）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。
ウ　本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

(3) 建設業法施行令第27条第２項に該当する場合
以下のアからウの要件を全て満たし、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は本工事を含め原則２件程度まで同一の専任の主任技術者の兼務を認める。
ア　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含む）であること。
イ　工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度の近接した場所にあり、同一の建設業者が施工すること。
ウ　兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

(4) 複数の工事を１つの工事として管理する場合
同一の建設業者と締結する契約、かつ、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下、監理技術者等という。）が当該複数工事全体を管理することができる。

追加特記（部・課共通事項）

３ 専任を要しない期間について

元請の監理技術者等の専任を要しない期間は、以下のとおりである。ただし、当該期間に専任しない場合は、具体的な期間について、予め特記仕様書等に明記されている場合を除き、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定めること。
(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
(4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も専任を要しない。）

４ 途中交代について

監理技術者等の途中交代は、以下にあてはまる場合等で発注者がやむを得ないと認め、同等以上の技術力を有する技術者との交代により、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは認めない。
(1) 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
(2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
(4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

５ 専任を要しない期間の指定

・　あらかじめ明記する場合の上記３の期間は、以下のとおりとする。
＿＿＿＿＿＿＿＿

番号に○印を付けたものを適用する。

変更	発注者	設計事務所	工事名称	図面番号
	新潟県土木部都市局営繕課	○○○○設計事務所	○○○○○○○○工事	B-2
			図面名称：共通事項特記仕様書２　Ver.080401	縮尺：Free　意匠　電気　構造　機械